

毎年10月は「高齢者雇用支援月間」です。

# 高齢者の働く意欲の活用を!

年齢に関わりなく活躍できる社会の実現に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。以下一部ですが、高齢者雇用の雇用環境整備等を行った事業主に対する国等の支援制度を紹介いたします。ぜひご活用ください。



## 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

対象労働者	支給金額	支給期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	70万円 (60万円)	1年 (1年)	35万円×2期 (30万円×2期)
短時間労働者	50万円 (40万円)	1年 (1年)	25万円×2期 (20万円×2期)

## 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

高齢者（60歳以上65歳未満）等の、就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。

対象労働者	支給金額	支給期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円×2期 (25万円×2期)
短時間労働者	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円×2期 (15万円×2期)

※（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額および助成対象期間です。  
「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

このほかにも、いくつかの支給要件や支給対象となる事業主の要件があります。  
詳しくは、下記「問合せ先」までご確認ください。

＜問合せ先＞ [ハローワーク茨木（茨木公共職業安定所）](#)・072-623-2551 31#（助成金担当）

## 65歳超雇用推進プランナー等による相談・援助

＜65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザー＞は、高齢者雇用問題に精通した社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家です。各企業の皆様を訪問させていただき、定年引上げや継続雇用延長の制度導入に向けた取組みを円滑に進められるよう、個別具体的な助言や制度改善提案を無料で行います。

＜問合せ先＞ [独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構](#)  
[大阪支部 高齢・障害者業務課](#) 06-7664-0782

# 65歳超雇用推進助成金のご案内

## (1) 65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

令和4年4月1日以降に、65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入等の取組を実施した事業主に対して助成するものであり高年齢者の就労機会の確保および希望者全員が安心して働ける雇用基盤の整備を目的としています。なお、引上げ等の幅によって支給金額が異なります。

### <支給額>

#### 【65歳以上への定年引上げ】【定年の定め廃止】

※は引き上げ幅

60歳以上 対象被保険者数	措置内容	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定め 廃止
			<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人		15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人		20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人		25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上		30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

#### 【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】

60歳以上 対象被保険者数	措置内容	66～69歳	70歳以上
1～3人		15万円	30万円
4～6人		25万円	50万円
7～9人		40万円	80万円
10人以上		60万円	100万円

- ★定年引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合は、いずれか高い額のみとなります。
- ★対象となる60歳以上対象被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引続き雇用されている者に限ります。
- ★令和4年度より、申請受付期間の考え方が変わっています。

詳細は <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html> でご確認ください。

## (2) 65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）

高年齢者の雇用の促進を図るために、雇用管理制度の整備措置を実施した事業主に対して措置に要した費用の一部を助成します。

## (3) 65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して一定額を助成します。また、生産性を向上させた事業主には助成金が割増されます。なお、支給には無期雇用転換計画の認定が必要となります。

65歳超雇用推進助成金各コースは、支給要件や支給額が異なります。  
詳しくは、下記「問合せ先」までご確認ください。

<問合せ先>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課 06-7664-0722

～発行～ 茨木市産業環境部商工労政課  
茨木市駅前三丁目8番13号 TEL072-620-1620 FAX072-627-0289